



2025 年 8 月 22 日

各 位

広島市安佐南区祇園 3 丁目 28 番 14 号
株 式 会 社 ア ス カ ネ ッ ト
代表取締役社長 村上 大吉朗
(コード番号：2438 東証グロース)
問合せ先：常務取締役 C F O 功野 顕也
電話番号： 0 8 2 (8 5 0) 1 2 0 0

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 22 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 9 月 19 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 106,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 411 円
(4) 処分価額の総額	43,894,800 円
(5) 割当予定先	当社及び当社子会社の取締役 4 名（社外取締役を除く。） 27,600 株 当社の執行役員 2 名 6,700 株 当社及び当社子会社の従業員 33 名 72,500 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 6 月 19 日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020 年 7 月 29 日開催の第 25 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額 30 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 3 年間から 6 年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は 2025 年 6 月 20 日付け「従業員等に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘

案し、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、対象取締役と総称して「割当対象者」といいます。）に対しても本制度を導入することを2025年6月20日開催の当社取締役会において決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計43,894,800円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式106,800株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するために譲渡制限期間を3年間としております。

本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年9月19日～2028年9月18日

上記に定める譲渡制限期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）において割当対象者は、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年退職、死亡又は正当な事由により退任・退職した場合の取扱い

割当対象者が、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位から任期満了又は定年退職した場合、死亡又は正当な事由（ただし、自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）

により退任・退職した場合には、本払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 36 で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、当該退任・退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が、みずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連してみずほ証券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を 36 で除した数に、当該承認の日において保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 31 期事業年度の譲渡制限付株式報酬又は従業員に対するインセンティブ報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 8 月 21 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値である 411 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上